

日立エンジニアリングサービス企業年金基金規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、日立エンジニアリングサービス企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

茨城県日立市幸町3丁目2番2号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、18人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合には、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了

による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年7月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

- 第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。
- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

- 第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
- 3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項等)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、8人とし、その半数は、選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

6 役員が任期の途中で辞任した場合又は第28条の規定により解任された場合は、補欠の役員を選任する。

(役員任期)

第27条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に

意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（以下「被用者年金被保険者等」という。）のうち、使用される実施事業所に応じて別表第2-1に定める就業に関する規程（以下、就業規則という。）に規定する所員又は社員（以下「従業者」という。）とする。

(資格取得の時期)

第40条 従業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に加入者の資格を取得する。

- (1) 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が従業者となったとき
- (2) 被用者年金被保険者等である従業者の使用される事業所が、確定給付企業年金の実施事業所となったとき
- (3) 従業者が基金の実施事業所に使用される被用者年金被保険者等となったとき

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 実施事業所の従業者でなくなったとき
- (4) 使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60歳に達した日の属する月の末日

(加入者期間の計算)

第42条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者に限り、前後の加入者期間を合算するものとする。

- (1) 再加入者となる前に脱退一時金の受給権者となり、当該脱退一時金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合
- (2) 再加入者となる前に老齢給付金の受給権者となり、当該老齢給付金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合

3 基金の加入者の資格を取得する前に、別表第2-2に定める就業規則に規定する試傭員、普通科養成員、技養生、技訓生及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第1項の規定に基づき計算した加入者期間に合算するものとする。

- 4 前項の規定に基づき加入者期間に合算する加入者の資格を取得する前の期間の計算は、第1項の規定による加入者期間の計算の例によるものとする。

第 5 章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

- 第43条 基金の給付の額の算定の基礎となる基準給与は、実施事業所に応じて別表第2-3(1)に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する初任年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第1初任クレジット」という。)、初任年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第2初任クレジット」という。)、年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第1拠出クレジット」という。))並びに年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第2拠出クレジット」という。))とする。
- 2 前項の第1年金拠出率及び第2年金拠出率は別表2-3(2)に掲げる率とし、年金ポイント単価は100円とする。

(第1仮想個人口座残高)

- 第44条 次の各項の規定に基づき付与される、第1初任クレジット、第1拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額を第1仮想個人口座残高とする。
- 2 第1初任クレジットは、加入者の資格を取得した日(以下「初任クレジット付与日」という。)に付与する。
- 3 第1拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する各6月1日及び12月1日(以下「拠出クレジット付与日」という。)に付与する。
- 4 第1利息クレジットは、次の各号に規定する日(以下「第1利息クレジット付与日」という。)に付与する。
- (1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日
 - (2) 加入者の資格を喪失した日
 - (3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日
 - (4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日
- 5 第1利息クレジットは、直近の第1利息クレジットの付与日(初回の第1利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同

じ。)の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$A1 \times \left[\{(B1 + 1)^{(1/12)} - 1\} \times 12 \right] \times 1/12$$

A1：毎月1日における第1仮想個人口座残高

B1：毎月1日における再評価率

- 6 第4項第2号（第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号）に規定する第1利息クレジット付与日の第1仮想個人口座残高（以下「最終第1仮想個人口座残高」という。）をもって第1仮想個人口座残高を確定する。

（第2仮想個人口座残高）

第44条の2 次の各項の規定に基づき付与される、第2初任クレジット、第2拠出クレジット及び第2利息クレジットの合計額を第2仮想個人口座残高とする。

- 2 第2初任クレジットは、初任クレジット付与日に付与する。
- 3 第2拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する拠出クレジット付与日に付与する。
- 4 第2利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第2利息クレジット付与日」という。）に付与する。
 - (1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日
 - (2) 加入者の資格を喪失した日
 - (3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌月以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日
 - (4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日
- 5 第2利息クレジットは、直近の第2利息クレジット付与日（初回の第2利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a1 \times \left[\{(b1 + 1)^{(1/12)} - 1\} \times 12 \right] \times 1/12$$

a1：毎月1日における第2仮想個人口座残高

b1：毎月1日における再評価率
- 6 第4項第2号（第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号）に規定する第2利息クレジット付与日の第2仮想個人口座残高（以下「最終第2仮想個人口座残高」という。）をもって第2仮想個人口座残高を確定する。

(再評価率)

第44条の3 第44条第5項及び第44条の2第5項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、再評価率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1.5%又は規則第43条2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率のいずれか高い率（以下「最低保証利率」という。）を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

(標準給与)

第45条 基金の掛金の算定の基礎となる標準給与は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1標準給与 第1拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入者の職群等級等に応じた、実施事業所に応じて別表第2-3(1)に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する標準年金ポイント（以下、「標準年金ポイント」という）に第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額）
- (2) 第2標準給与 第2拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額）

第 6 章 給 付

第 1 節 給付の通則

(給付の種類)

第46条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁 定)

第47条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定し確定する。

2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。

4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に掲げる書類を添付して基金に提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子（給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。）父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 第53条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 6 第59条第1項各号に該当し、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に規定する特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(標準年金額)

第48条 第1標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第1仮想人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。

- 2 第2標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第2仮想人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

(端数処理)

第49条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の年額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(支給期間)

第50条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第51条 年金給付の支払期月は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。なお、各期支払額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

金 額	90,000円以上	60,000円以上 90,000円未満	30,000円以上 60,000円未満	30,000円未満
支払期月	2月、4月、6月 8月、10月、12月	2月、6月、 12月 10	6月、12月	6月

- 2 一時金給付は、請求手続終了後1ヵ月以内に支払う。

- 3 前項の規定にかかわらず、第59条に規定する一時金のうち老齢給付金の受給権者が老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合の一時金は、老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月の翌月の末日までに支払う。
- 4 前3項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

- 第52条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。
- 2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
 - 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑法法規に触れる行為により、実施事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は実施事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

(未支給の給付)

- 第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。
- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
 - 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。
 - 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

- 第54条 受給権は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(譲渡担保の禁止等)

- 第55条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りではない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第56条 基金の加入者又は加入者であった者が次の第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月から老齢給付金として第1年金及び第2年金を支給する。

- (1) 加入者期間15年以上の加入者が50歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき
- (2) 加入者期間15年以上の者が60歳に達したとき
- (3) 加入者期間15年未満の加入者が60歳に達したとき ✓

2 別表第2-4に定める就業規則に定める出向又は、公職就任に伴う休職により実施事業所の被用者年金被保険者等でなくなることを（以下「出向等」という。）により資格喪失した後、第40条第3号に該当し再び資格取得した者については、前項において、「15年」を「15年から当該出向等期間を控除した期間」とする。（ただし、出向等前の加入者期間に係る給付の全部が支給されていない場合に限る。）

(年金額)

第57条 年金として支給する老齢給付金（次条の規定によりその支給を繰り下げた場合を含む。）の額は、次の第1号に定める第1年金額と第2号に定める第2年金額の合計額とする。なお、第2年金額については、受給者が選択した支給期間を経過した以降は、支給しない。

- (1) 第1年金額は、第1標準年金額を支給開始時の年齢に応じ別表第4に定める率で除して得た額とする。
- (2) 第2年金額は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

第2標準年金額

イ 支給期間10年の場合

第2標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める10年確定年金現価率で除して得た額

2 第1年金額及び第2年金額は、指標利率が最低保証利率を上回った事業年度については、その年の4月から改定するものとし、第1年金額及び第2年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める20年確定年金現価率で最終第1仮想個人口座残高を除して得た額を支給開始時の年齢に応じ別表第4に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号により計算された額に加算した額

(2) 第2年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める第2年金額の支給期間ごとの確定年金現価率で最終第2仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号により計算された額に加算した額

- 3 前項の指標利率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位以下四捨五入）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指標利率が5.0%を上回る場合にあっては5.0%とする。

(支給の繰り下げ)

第58条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、第1年金額相当部分、第2年金額相当部分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第56条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する月の翌月から当該老齢給付金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第59条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は次の各号に掲げる事由に該当する場合であって、年金として支給する老齢給付金を受けてから第1年金額に相当する部分については20年、第2年金額に相当する部分については第57条第1項第2号の支給期間を経過する日までの間、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著

しい損害を受けたこと

- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
- (3) 受給権者が心身に重大な損害を受け、又は長期間入院したこと
- (4) その他前各号に準ずる事情

- 2 老齢給付金の裁定を受けるときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2年金額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

- 3 年金として支給する老齢給付金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、選択時の第1標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額

- (2) 第2年金額に相当する部分については、選択時の第2標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（第57条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額

(失 権)

第60条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第61条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間15年未満である者が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間15年以上である者が、50歳未満で加入者の資格を喪失したとき
- (3) 加入員期間15年以上である者が、50歳以上60歳未満で第41条第3号又は第4号のいずれかに該当し、加入者の資格を喪失したとき

2 出向等により資格喪失した後、第40条第3号に該当し再び資格取得した者については、前項において、「15年」を「15年から当該出向等期間を控除した期間」とする。（但し、出向等前の加入者期間に係る給付の全部が支給されていない場合に限る。）

(一時金額)

第62条 脱退一時金の額は、次の第1号に定める第1脱退一時金額と第2号に定める第2脱退一時金額の合計額とする。

- (1) 第1脱退一時金額 最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金額 最終第2仮想個人口座残高

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第63条 第61条第1項第1号に該当した者のうち出向者等により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される者並びに第61条第1項第2号及び第3号に該当した者は、60歳に達するまでの間、第1脱退一時金額に相当する部分、第2脱退一時金額に相当する部分のそれぞれについて支給の繰下げを申し出ることができる。ただし、当該申出を行う前に既に脱退一時金の支給を受けている部分は除くものとする。

2 前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1脱退一時金の額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高

- (2) 第2脱退一時金の額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

(支給の効果)

第64条 第1脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、第1年金又は第1遺族一時金の支給要件の判定及び計算の基礎となる加入者期間に算入しないものとする。

- 2 第2脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、第2年金又は第2遺族一時金の支給要件の判定及び計算の基礎となる加入者期間に算入しないものとする。

(失 権)

第65条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 加入者の資格を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第66条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 第61条第1項第1号に該当した者のうち出向者等により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される脱退一時金の受給権者及び第61条第1項第2号及び第3号に該当する脱退一時金の受給権者であって、脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であって、支給開始後第1年金に相当する部分については20年、第2年金に相当する部分については第57条第1項第2号の支給期間を経過していない者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第67条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

(一時金額)

第68条 第66条第1号、第2号及び第3号の一時金額は、最終第1仮想個人口座残高及び最終第2個人口座残高の合計額とする。(既に脱退一時金の支給を受けている部分を除く。)

- 2 第66条第4号の一時金額は、死亡時の第1標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額と、死亡時の第2標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(第57条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額を合算した額とする。(既に第59条に規定する年金に代えて支給する一時金の支給を受けている部分を除く。)

第7章 掛 金

(掛 金)

第69条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第70条 掛金のうち、標準掛金は、次の各号に掲げる掛金を合算した額とする。

- (1) 第1標準掛金 実施事業所毎の加入者の第1標準給与総額に、14.4%を乗じて得た額を合算した額
- (2) 第2標準掛金 実施事業所毎の加入者の第2標準給与総額に、13.8%を乗じて得た額を合算した額

(特別掛金)

第71条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成16年4月から少なくとも20年で償却するために、各加入者の第1標準給与に37.4%以上63.9%以下で次項に定める率を乗じて得た額を合計した額とする。

2 平成18年度の特別掛金率は、48.6%とする。

(事務費掛金)

第71条の2 基金の業務委託費又は基金の業務の執行に要する費用に充てるための事務費掛金は、実施事業所毎の加入者数に820円を乗じて得た額を合算した額とする。

(掛金の負担)

第72条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付期限)

第73条 事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第74条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(時効)

第75条 掛金の納付に関する時効は2年とする。

(積立金の額の評価)

第76条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第77条 基金は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

- 2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以降20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第78条 事業主は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、当該下回った額を基準として算定した額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の合計額の現価とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率並びに次項第4号及び第5号の計算に用いる再評価率は、基準日の過去5年における指標利率の実績値の平均を用いて算定した率とする。

- 3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

- (2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

- (3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

- (4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ、

$1 / (1 + \text{再評価率})^{(60 - \text{基準日の翌日時点の年齢})}$ を乗じて得た額

- (5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ、

$1 / (1 + \text{再評価率})^{(60 - \text{基準日の翌日時点の年齢})}$ を乗じて得た額

(臨時掛金)

第79条 事業年度中において積立金の額が零になることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第80条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金は、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。

4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。

5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 基金資産運用契約の相手方（以下「基金資産運用機関」という。）の名称

(2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合

(3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合

(4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う基金資産運用機関

- (5) 資産額の変更の手続き
- (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第82条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第83条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である基金資産運用機関を除く。

(分散投資義務)

第84条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第85条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かねばならない。

(資産状況の確認)

第86条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第87条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第88条 基金は、みずほ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者含む）に関する事務
- (4) その他前3号に付随する事務

第10章 解散及び清算

(解散)

第89条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金の一括拋出)

第90条 基金が解散する場合において、当該解散する日の積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拋出するものとする。

(支給義務の消滅)

第91条 基金は、基金が解散したときは、この基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第92条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、終了した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、次に定めるところにより算定するものとする。

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第11章 雑 則

(事業年度)

第93条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(届 出)

第94条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第95条 基金による給付を受ける者は、基金に第47条に規定する書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

(1) 給付の受領方法についての届

(2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届

(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第96条 基金は、毎事業年度終了後4ヵ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第97条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第98条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの（以下この条において「受給権者等」という。）に周知することとする。

(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

- (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他基金の事業に係る重要事項

2 基金は、前項に掲げる周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に交付、又は、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、加入者及び受給権者等が各実施事業所に設置された機器等から、当該記録の内容を常時確認できるようにする。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第99条 基金の実施事業所が減少するときは、当該減少に係る実施事業所（以下「減少実施事業所」という。）の事業主は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額又は第3号に掲げる額のうちいずれか大きい額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 減少事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の予想額の現価
- (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が事業年度の末日から4月を経過していない場合にあつては、直前の事業年度の前事業年度の末日。次号において同じ。）における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額
- (3) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合における当該下回っている額に、減少実施事業所に係る最低積立基準額を最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額

2 前項の特別掛金は、全額事業主が負担する。

(法令の適用)

第100条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成16年4月1日に、第39条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとする。

2 施行日において現に出向等期間中の者については、第40条第3項に該当し資格取得した日（以下「出向満了日」という。）に加入するものとする。

3 第1項又は第2項の規定により加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されていた期間（旧日立パワーエンジニアリング株式会社又は旧日立機装株式会社から引継いだ者についてはその会社に使用されていた期間を含む）は加入者期間に合算するものとし、当該加入者期間の計算は、第42条の規定によるものとする。

(老齢給付金の支給要件及び脱退一時金の繰下げに関する経過措置)

第2条の2 前条第1項又は第2項の規定に基づき加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されることとなった日より前に別表第2-5に定める就業規則の規定により勤続年数として計算される期間（以下「控除対象期間」という。）を有し、かつ、施行日時点で加入者の資格を喪失したとき、第56条第1項第1号及び第2号並びに第61条第1項第2号及び第3号を適用する場合、「15年」を「15年から控除対象期間を控除した期間」と読み替えるものとする。

(厚生年金基金からの移行)

第3条 事業主は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した日立エンジニアリングサービス厚生年金基金、（以下「旧基金」という。）に係る権利義務を承継するものとする。

2 この基金は、旧基金が厚生年金代行給付の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

3 施行日において、旧基金の受給権を取得している者及び受給待期脱退者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

(継続加入者に係る給付に関する経過措置)

第4条 前条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員であって、附則第2条の規定によりこの基金の加入者となった者（附則12条に該当する者を除く。）の第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第2-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第4

4条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第2-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイント、に第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに、第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

- 2 施行日において現に出向等期間中の者が、施行日後に第40条第3項に該当し資格取得し加入者となった場合は、第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第2-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第2-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「標準年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

（経過保障年金）

第5条 前条第1項及び第2項の適用を受ける者（以下「継続加入者」という。）であって施行日の前日において50歳以上の旧基金加入員（以下「経過保障年金対象者」という。）については、実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当したときに、次条第1号に定める資格喪失時第3クレジットが零を上回る場合、その者に実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当した日の属する月の翌月から第56条に定める老齢給付金又は第61条に定める脱退一時金に加えて経過保障年金を支給する。

（第3仮想個人口座残高）

第6条 経過保障年金対象者については、次の各号の規定に基づき付与される資格喪失時第3クレジット及び第3利息クレジットの合計額を第3仮想個人口座残高とする。

- (1) 資格喪失時第3クレジットは、次のアに定める額からイに定める額を控除して得た額（イの額がアの額を上回る場合は零）とする。

ア 施行日における旧基金の加入員期間等に応じて次に定める額

- (i) 施行日において旧基金の加算適用加入員期間15年以上の者

施行日の前日において退職したものとみなして日立エンジニアリングサービス厚生年金基金規約（以下「旧規約」という。）附則第9条の規定により計算された特例退職一時金額、社員退職金規則により計算された定年加算金額、定年慰労金、調整加算の合計額に94,852円を加算した額

(ii) 施行日において旧基金の加算適用加入員期間15年未満の者

施行日の前日において退職したものとみなして旧規約第64条の規定により計算された脱退一時金額、社員退職金規則により計算された定年加算金額、定年慰労金、調整加算の合計額に94,852円を加算した額

イ 加入者の資格を喪失した日の第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高並びに資格喪失日の前日の職群等級に応じ附則別表第Aに定める額の合計額

(2) 第3利息クレジットは、次に規定する日（以下「第3利息クレジット付与日」という。）に付与する。

ア 経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

イ 支給の繰下げが終了した日（死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては、死亡日）

(3) 第3利息クレジットは、直近の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a3 \times \left[\{(b1 + 1)^{(1/12)} - 1\} \times 12 \right] \times 1/12$$

a3：直前の毎月1日における第3仮想個人口座残高

b1：直近の毎月1日における再評価率

(4) 資格喪失日（附則第8条の規定に基づき、経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第2号イに規定する日）の第3仮想個人口座残高（以下「最終第3仮想個人口座残高」という。）をもって第3仮想個人口座残高を確定する。

（経過保障年金の再評価率）

第6条の2 前条第3号の再評価率は、第44条の3第1項及び第2項に規定する再評価率とする。

（経過保障年金額）

第7条 経過保障年金は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その額は、支給期間の選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

事業年度ごとに計算した最終第3仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率で除して得た額（以下「第3標準年金額」という。）

イ 支給期間10年の場合

第3標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める10年確定年金現価率で除して得た額

- 2 経過保障年金額は、施行日から1年毎に見直しを行い、その年の4月から改定するものとする。指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の経過保障年金の額は、当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める支給期間ごとの年金現価率で第3仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項より計算された額を上回る額を前項により計算された額に加算した額とする。
- 3 前項の指標利率は、第57条第3項及び第4項に規定する指標利率とする。

(経過保障年金の支給の繰下げ)

第8条 経過保障年金の受給権者であって、経過保障年金の支給を受けていない者は、その者が65歳に達するまで、経過保障年金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、附則第5条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

(経過保障年金に代えて支給する一時金)

第9条 経過保障年金の受給権者は、その受給権を取得したとき、又は、第59条第1項各号に掲げる事由に該当する場合であって、年金として支給する経過保障年金を受けてから附則第7条第1項の支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- 2 経過保障年金の受給権を取得したときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、最終第3仮想個人口座残高とする。
- 3 年金として支給する経過保障年金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、選択時の第3標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第7条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

(経過保障年金の失権)

第10条 経過保障年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 経過保障年金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 附則第7条第1項の支給期間を経過したとき

(経過保障遺族一時金)

第11条 経過保障年金対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、経過保障遺族一時金を支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき

- (2) 経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (3) 経過保障年金の受給権者（経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であって、経過保障年金支給開始後附則第7条第1項の支給期間を経過していない者が死亡したとき
- 2 前項の遺族の範囲及び順位は第67条の規定を準用する。
- 3 第1項第1号及び第2号の一時金額は、附則第6条により計算される最終第3仮想個人口座残高とする。
- 4 第1項第3号の一時金額は、死亡時の第3標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第7条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

（非継続加入者）

第12条 附則第3条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員（旧基金の受給権を取得している者を除く。）であって施行日において従業者に該当しない者（以下「非継続加入者」という。）は、施行日において基金の加入者の資格を喪失するものとする。

（特例脱退一時金）

第13条 非継続加入者が施行日において、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、特例脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間15年未満
- (2) 加入者期間15年以上かつ60歳未満
- 2 特例脱退一時金の額は、施行日の前日における旧規約に基づき計算された基本退職年金額から、旧基金が厚年法附則第30条第1項の認可を受けた日前の旧基金の加入員であった全期間の旧規約第43条にいう平均標準給与月額 $1,000$ 分の 7.125 （旧規約別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に旧基金が同項の認可を受けた日前旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額（以下「代行年金額」という。）を控除した額（以下「特例基準額」という。）に施行日現在の年齢及び旧規約第52条各号のいずれかに該当したときの年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額とする。
- 3 第1項第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、特例脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、支給を繰り下げた特例脱退一時金の額は、特例基準額に繰下げが終了したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額とする。
- 4 特例脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 特例脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき

- (3) 特例脱退一時金の受給権者が附則第13条の2に規定する特例老齢給付金の受給権を取得したとき

(特例老齢給付金)

第13条の2 非継続加入者が施行日において、加入者期間15年以上かつ60歳以上に該当するとき又は特例脱退一時金を繰下げていた者が、60歳に達したときは、特例老齢給付金を支給する。

2 特例老齢給付金の額は、特例基準額に施行日現在の年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とし、60歳に達した日（施行日において60歳以上の者については施行日とする。）の属する月の翌月から支給する。

3 特例老齢給付金の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第59条第1項各号に掲げる事由に該当した場合であって特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間において、特例老齢給付金に代えて一時金を受けることができる。この場合、一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特例老齢給付金の受給権を取得したときに申し出た場合

特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

(2) 特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

4 特例老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 特例老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

(3) 特例老齢給付金の支給を受けてから5年が経過したとき

(特例遺族一時金)

第14条 非継続加入者が次の各号のいずれかに該当した場合、その者の遺族（遺族の範囲及び順位は第67条の例による。）に特例遺族一時金を支給する。

(1) 前条第3項の規定によりその支給を繰り下げている特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき

(2) 特例老齢給付金の受給権者であって支給開始後5年を経過していない者が死亡したとき

2 特例遺族一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合

特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

(2) 前項第2号に該当する場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(承継受給権者に係る給付に関する経過措置)

第15条 附則第3条第3項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の受給権者（以下「承継受給権者」という。）に支給する旧基金の基本年金額に相当する部分の給付については、次条から附則第18条までの規定により次の各号に掲げる給付を選択できるものとする。

- (1) 経過基本年金B
- (2) 経過選択一時金C

2 前項のほか施行日現在60歳未満である承継受給権者については、附則第16条第5項の規定により受給権が消滅している場合を除き、60歳到達時に第1項第1号に規定する選択を再び行うことができるものとする。

(経過基本年金B)

第16条 承継受給権者が特例基準額の給付に代えて経過基本年金Bを選択した場合は、施行日の属する月（施行日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過基本年金Bを支給する。

2 経過基本年金Bの額は、特例基準額に、施行日における年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。

3 経過基本年金Bの受給権者が、経過基本年金Bを選択したときから経過基本年金Bの支給を受けるまでの間又は第59条第1項各号に該当した場合であって経過基本年金Bを受けてから5年を経過する日までの間に申し出たときは、経過基本年金Bに代えて経過選択一時金Bを受けることができる。

4 経過選択一時金Bの額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に申し出た場合
特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に依り附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に依り附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

5 経過基本年金Bの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 経過基本年金Bの全部を一時金として支給されたとき
- (3) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過したとき

(経過遺族一時金B)

第16条の2 前条の経過基本年金Bの受給権者が支給開始後5年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Bを支給する。

2 経過遺族一時金Bの額は次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に死亡した場合
特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に依じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に依じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(経過選択一時金C)

第17条 平成14年3月以前に旧基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあって昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあって昭和33年4月2日以降に生まれた者については、その者が60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。以下「支給終了年齢」という。）に達した日（当該達した日までにその者が死亡したときは死亡した日）の属する月までの間に、又は代行年金を受給中に第59条第1項各号に該当した場合に申し出たときは、代行年金に代えて経過選択一時金を支給する。

2 経過選択一時金Cの額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 代行年金の支給を受けるまでの間に申し出た場合
代行年金額に申し出たときの年齢及び60歳から支給終了年齢までの期間に依じ附則別表第Eに定める率を乗じて得た額
- (2) 代行年金の支給を受けてから支給終了年齢に達する日までの間に申し出た場合
代行年金額に既に支給を受けた期間及び60歳から支給終了年齢までの期間に依じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(経過遺族一時金C)

第17条の2 前条の代行年金の受給権者が特例支給開始年齢に到達するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Cを支給する。

2 経過遺族一時金Cの額は次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 代行年金の支給を受けるまでの間に死亡した場合
代行年金額に死亡したときの年齢及び60歳から支給終了年齢までの期間に依じ附則別表第Eに定める率を乗じて得た額
- (2) 代行年金の支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び60歳から支給終了年齢までの期間に依じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(給付に関する規定の準用)

第18条 経過保障年金、経過保障遺族一時金、特例脱退一時金、特例老齢給付金、特例遺族一時金、経過基本年金B、経過遺族一時金B、経過基本年金C、経過遺族一

時金Cの給付については、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条の規定を準用するものとする。

(厚生年金基金から移行する際の不足額の一括抛)

第19条 基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行するにあたり、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る）の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、実施事業所の事業主は当該下回る額を特別掛金として一括して抛出するものとする。

2 前項に規定する特別掛金の抛出は、当該特別掛金の額を実施事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が基金に納付することにより行なうものとする。

3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(代議員及び役員の任期に関する経過措置)

第20条 施行日後、最初に選定又は互選された代議員及び役員の任期については、第8条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月19日で任期満了するものとする。

(最初の事業年度の実施事業所の減少に係る掛金の一括抛)

第21条 基金の最初の事業年度において、第99条第1項の規定を適用する場合、同項第3号に「減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日」とあるのは、「減少実施事業所が減少する日が、平成16年4月1日以降平成17年3月31日以前の場合は平成16年4月1日」と読み替えるものとする。

(中途脱退者)

第22条 基金は、当分の間、加入者の資格を喪失した者であつて、厚生年金基金令附則第9条第1項の規定により中途脱退者とみなされた者が申し出た場合は、当該者に係る脱退一時金に相当する額の交付を厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）に申し出ることができる。

2 前項の規定により申出をした場合には、連合会の規約に定めるところにより、当該申出に係る中途脱退者に、年金給付又は一時金給付を支給する。

3 第1項の規定により脱退一時金に相当する額を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった加入者期間は算入しないものとする。

(終了制度加入者等の取扱い)

第23条 当分の間、第92条第1項に定める終了制度加入者等であつて、厚生年金基

金令附則第10条第1項の規定により厚生年金保険法第147条第4項に規定する者又は解散基金加入員とそれぞれみなされたものが申し出た場合、当該者に係る残余財産の交付を連合会に申し出ることができる。

